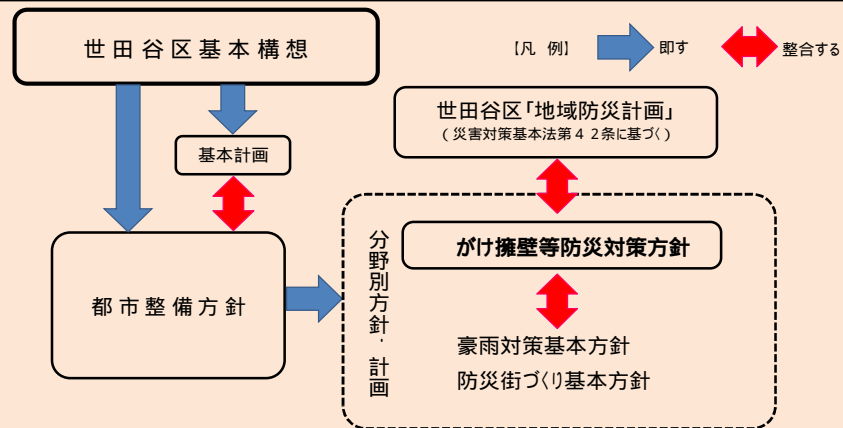


第1章 位置づけと目的

本方針は「世田谷区地域防災計画」の内容を踏まえ、区として実施すべき対策をとりまとめたものであり、「世田谷区都市整備方針」に定める街づくりに関する目標を実現するため、土砂災害を防止・軽減する基本的な方針として策定するものです。



第2章 背景

近年、集中豪雨等の大雨や地震による土砂崩れにより甚大な被害が全国各地で発生しており、世田谷区においても土砂災害の発生が懸念されています。比較的大規模な急傾斜地等については、土砂災害対策としての継続的な調査が都により行われています。

第3章 世田谷区の特長

世田谷区は最大高低差が20mにもなる国分寺崖線をはじめ起伏に富んだ地域を有し、がけや擁壁が数多く存在しています。

第4章 世田谷区の調査

区内に存するがけや擁壁の状態及び数量を推計するために、区独自に高さ2m以上の擁壁等の外観目視によるサンプリング調査を実施し、有効な防災対策を検討するための基礎データとしました。本調査では、462箇所の調査で、6パーセント弱の擁壁等で軽微な変状がみられ、区内全域にはがけや擁壁が1万箇所程度存在していると推定されます。

第5章 これまでの取り組みと課題

第6章 防災対策方針

第5章でこれまでの取り組みと課題を確認するとともに、第6章で土砂法の規制など新たな課題等にも対応するためのソフト・ハードの取り組みを「1. 避難体制の強化」「2. 公共施設の管理」「3. 民地への支援」「4. 法令による規制」の4つのテーマごとに「防災対策方針」としてとりまとめ、あわせて各施策の取り組みを定めます。

- 1. 避難体制の強化 —安全・確実に避難するために—  
土砂災害ハザードマップの作成【新規】(平成28年度)  
避難方法等の検討【新規】  
水防態勢の強化【継続】



- 2. 公共施設の管理 —安全な道路・公園等の維持のために—  
公園等におけるがけや擁壁への対応【新規】



- ・土砂災害特別警戒区域については災害履歴の確認と巡回・点検(専門業者)による不具合箇所の発見・速やかな補修。
- ・国分寺崖線等のみどりの保全と両立する補強工法の検討等、区民の安全を確保できるよう計画的かつ適切に対応。

区道等におけるがけや擁壁への対応【継続】

- ・急傾斜地崩壊危険箇所の道路内法面擁壁についてパトロール等の日常管理と定期的な点検調査により適宜補修を行うなど適切な管理に努める。
- ・道路防災総点検箇所の継続調査など。



その他の公共施設【新規】

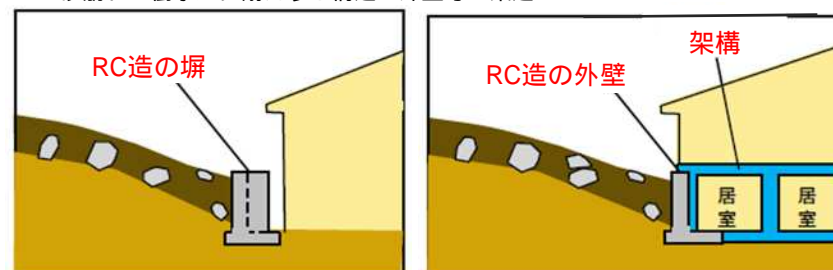
国道、都道、鉄道、学校等の各施設の管理者と情報を共有し連携していく



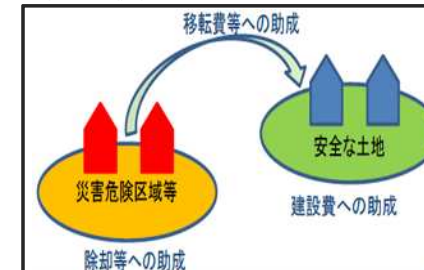
- 3. 民地への支援 —住まいの安全確保のために—

土砂災害特別警戒区域への支援【新規】(平成29年度予定)  
国の制度を活用し、擁壁の築造・建物の補強をされる区民への支援制度の構築。

- ・土砂崩れの衝撃力に耐えうる構造の外壁等の築造



- ・住宅の移転



区民への注意喚起【継続・新規】

- ・区民自身が身を守るために必要な情報を世田谷区ホームページや各戸配布のパンフレット等を通じて周知。
- ・擁壁等の状況を自己診断するための「セルフチェックシート」の活用を推進
- ・専門家派遣【新規】(平成29年度予定)
- ・がけや擁壁の改修・築造替を検討している区民
- ・がけや擁壁の崩壊に不安を抱いている区民を支援するため、がけや擁壁の専門家派遣制度の構築。



- 4. 法令に基づく指導等 —安全な市街地形成のために—

- 「土砂災害防止法」に基づく建築物の構造規制【新規】
- 「宅地造成等規正法」に基づく宅地造成工事の許可【継続】
- 「都市計画法」に基づく開発行為の許可【継続】
- 「建築基準法」や「東京都建築安全条例」に基づく指導等【継続】



建築物の構造規制(土砂災害特別警戒区域)